

取組実績の概要 【2ページ以内】

1. 学生の相互交流について

(1) メコン地域諸国の相手大学からの留学生の受入

慶應義塾大学大学院法務研究科（以下、KLS）に、ハノイ法科大学（ベトナム）、ホーチミン経済・法科大学（ベトナム）、パニャサストラ大学（カンボジア）、ラオス国立大学（ラオス）、タマサート大学（タイ）、ヤンゴン大学（ミャンマー）からの留学生を、合計136名（計画127名）受け入れた。その受け皿として、KLS にグローバル法務専攻法務修士課程（以下、KLS-LL.M.）を計画通り開設し（2017年4月）、全科目英語による教育プログラムの提供を開始した。その際には、メコン地域諸国に積極的に海外展開を行っている法律事務所や日系企業、国際協力機構(JICA)法整備支援プロジェクトオフィス等でのインターンシッププログラムを実施した。

(2) 日本人留学生の派遣

KLSの学生を、ハノイ法科大学（ベトナム）、ホーチミン経済・法科大学（ベトナム）、パニャサストラ大学（カンボジア）、ラオス国立大学（ラオス）、タマサート大学（タイ）、ヤンゴン大学（ミャンマー）に、合計102名（計画78名）派遣した。その際には、日本人学生・受入大学参加学生双方に共通の事例問題を課し、自国法を適用した場合の解決方法について、英語によるプレゼンテーションと議論を行った。加えて、現地の法律事務所や国連開発計画(UNDP)事務所、日本貿易振興機構(JETRO)、国際協力機構(JICA)、NGO (Asian Foundation等)、その他においてインタビュー調査を実施し、各国の最新の法律実務・経済動向・政治状況・社会事情について直に学ぶ機会を設けた。

2. 学生・教職員の相互交流を促進するためのインフラ整備について

(1) アジア発グローバル法務人材養成プログラム（以下、PAGLEP）を効果的に推進すべく、全相手大学（6大学）と相互交流協定(MoA)を締結した。本協定に基づき、全大学から交換留学生を受け入れた。

(2) 学位取得型プログラムのさらなる推進に向け、ハノイ法科大学、ホーチミン経済・法科大学（いずれもベトナム）およびタマサート大学（タイ）との間でデュアルディグリー(DD)協定を締結した。

(3) PAGLEPを機動的に実施するために、慶應グローバル法研究所(Keio Institute for Global Law and Development: KEIGLAD)を設置し、そのホームページも開設した(<http://keiglad.keio.ac.jp>)。

(4) KEIGLADのサテライトオフィスを、ハノイ法科大学に設置した。

(5) アジアの大学間における留学生の受入ならびに日本人学生の派遣に対する継続的な支援、および教職員の相互交流を促進するために、「アジアにおける法学教育連携推進資金」を設置し、持続的な活動を行うための財政基盤を強化した。

(6) 留学生の奨学金の選択肢を増やす取り組みとして、JICA開発大学院連携に基づくJICA長期研修員の受入事業にも参加し、ベトナム、ラオスの相手大学の卒業生を受け入れている。

3. シンポジウム、ワークショップ等の開催、その他について

(1) シンポジウム「日本と東南アジア諸国における比較法学教育」を開催し、全相手大学（6大学）とKLSにおける法学教育の特色と改善に向けた課題につき、プレゼンと討論を実施した。

(2) シンポジウム「法の支配ユビキタス世界の構築に向けた大学の貢献」を開催し、いつでも、誰でも、どこにおいても権利の実現と法律の救済が得られる世界（法の支配ユビキタス世界）の構築に向けた大学の貢献について、アジアの大学ならではの固有の取組みと課題につき、プレゼンと討論を実施した。

(3) ワークショップ「法律を学ぶ留学生が直面する障壁」を開催し、KLSおよび全相手大学から教職が参加して、留学生が直面する問題を解決し、大学間の国際交流を促進するためのプレゼンテーションと討論を行った。

(4) ワークショップ「民法をどのように教えるか」、同「憲法をどのように教えるか」をそれぞれ開催し、効果的な授業方法、共通教材の作成について、プレゼンテーションと討論を行った。

(5) 日本法教育研究センターコンソーシアムに参加し、名古屋大学とKLSの共催により、留学生26名による学年論文発表会をKLSで開催した。

(6) KEIGLADハノイ法科大学サテライトオフィスにて日越民事訴訟法研究会を開催し、日越の民事訴訟法制度やADRに関する研究活動を行った。

(7) シンポジウムおよびワークショップの成果は、毎年度1回その成果物を英語で取りまとめ、ネイティブチェックを受けたうえで編集し、慶應義塾大学出版会(Keio University Press)より、KEIGLAD

(ed.), PABLEP Series I: *Comparative Legal Education from Asian Perspective* (2017); PABLEP Series II: *Challenges for Studying Law Abroad in the Asian Region* (2018); PABLEP Series III: *How Civil Law Is Taught in Asian Universities* (2019); PABLEP Series IV: *How Public Law Is Taught in Asian Universities* (2020); PABLEP Series V: *Promoting the Rule of Law in Asian Dynamics* (2021)として出版するとともに、そのPDF版をKEIGLADホームページ上で公開している。

(8) 活動状況を可視化するためにKEIGLAD News (1号～6号) を発行し、国内外の大学やPABLEPの活動への協力者等に送付するとともに、そのPDF版をKEIGLADホームページ上で公開している。

4. 質の伴った国際交流

(1) 相手大学からの留学生の受入に際しては、①学位取得型の場合は、KLS-LL.M.の入学試験を課し、合格者を受け入れ、LL.M.正規課程での履修を課している。②単位取得型の場合は、KLS-LL.M.における専攻分野の科目履修やリサーチペーパーの履修を課し、KLSの規程に従って単位を付与した。

(2) 日本人学生の派遣に際しては、①担当教職員も参加する事前説明会および準備会を毎回設け、プレゼンテーションや研究等に関する準備状況を確認した。②短期派遣プログラム「エクスターンシップ(海外)」では、参加者全員が共通課題について英語によるプレゼンテーションと議論に参加することを課し、帰国後「海外エクスターン報告書」の提出を求めた。担当教員は報告書を審査し、可否判定を行った。③中長期派遣プログラム「ギャップタームプログラム」では、科目等履修生としての登録およびリサーチペーパーの執筆と提出を義務づけた。提出されたリサーチペーパーは、KLSの規程に従って面接審査を行い、可否を判定した。

(3) 英語による成果物の出版に際しては、ネイティブチェックを行い、内容の正確性の確保に努めた。

(4) KEIGLADホームページでの情報公開、成果物の出版(前記(7)参照)、ニューズレターKEIGLAD Newsの発行による事業の可視化に努めてめいる。

【本事業における交流学生数の計画と実績】

(単位：人)

	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		合計		
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	
計画※	6	1	15	21	15	21	21	42	21	42	78	127	
実績	実際に渡航した学生 (以下「実渡航」)	16	1	20	20	20	45	21	47	0	0	77	113
	自国にて国際教育・交流プログラムをオンラインで受講した学生 (以下「オンライン」)							0	0	25	21	25	21
	実渡航とオンライン受講を行った学生 (以下「ハイブリッド」)							0	0	0	2	0	2

※海外相手大学を追加している場合は、追加による交流学生数の増加分を含んでいる。

特筆すべき成果（グッドプラクティス）【1ページ以内】

1. 学生の相互交流について

(1) メコン地域諸国の相手大学からの留学生の受入

①学位取得型プログラムでは、プログラム開始以降、13名の学生をKLS LL. M. コースの正規課程に受け入れ、10名がLL. M. の学位を取得した。残る在校生3名（2020年9月入学）も、2021年9月および2022年9月に修了予定である。修了生からは、帰国後母国の弁護士資格を取得して活動する者、外交官、日系企業（銀行）、日系法律事務所、相手大学の教員として勤務する者等、日本とメコン地域諸国および世界の架け橋となるグローバル法務人材を輩出した。

②学位取得型プログラムの持続的発展に向け、ハノイ法科大学、ホーチミン経済・法科大学およびタマサート大学法学部との間でデュアルディグリー（DD）協定を締結した。2020年9月には、このDD協定に基づく最初の学生をハノイ法科大学より1名受入れた。2021年4月にはホーチミン経済法科大学からも1名のDD協定に基づく学生を受け入れた。世界展開力補助事業終了後も、DDプログラムを持続的に実施すべく取り組んでいる。2021年6月に開催したオンラインでのDD説明会には90名以上の学生・教職員が参加した。

(2) メコン地域諸国の相手大学への日本人留学生の派遣

本事業の派遣対象となるKLSの日本人学生は、大多数が司法試験の準備に向けて学修する法曹養成専攻に在籍する。将来法律家を目指す日本人学生が、グローバルな視野から法律問題を分析し、法的問題解決を行う視座を持てるよう、毎年「エクスターンシップ（海外）」を実施した。その際には、単に受入大学の授業に参加するだけでなく、全参加学生に共通の事例問題（Common Topics）を課し、各国法を適用した場合の解決方法について、英語によるプレゼンテーションと討論を行った。それらを通じて、アジアの各国法に対する理解を深めるとともに、英語で議論する経験を積んだ。加えて、現地の法律事務所、国連開発計画（UNDP）事務所、日本貿易振興機構（JETRO）、国際協力機構（JICA）、NGO（Asian Foundation）等において調査を実施し、各国の最新の法律実務・経済動向・政治状況・社会事情について直に学ぶ機会を設けた。参加学生らは、その後司法試験に合格し、弁護士等の法曹資格者として活躍している。これにより、司法試験の学修とグローバル法務人材の養成教育とが両立不可能でないことが相当程度明らかとなった。

司法試験終了後から合格発表までの約3ヶ月超（5月末から9月上旬）、現地に渡航し、研究活動を行う「ギャップタームプログラム」では、司法試験終了後から合格発表までの3ヶ月超の期間、学生は自らの関心に基づき研究計画を立て、現地法制度に関する調査研究活動を行い、その成果はリサーチペーパーとして公表されている。その際には、過去に「エクスターンシップ（海外）」を履修した学生が、参加を希望する傾向が見られた。短期プログラムへの参加を契機に、現地の法制度や社会について深く学びたいという動機を持ち、より長期のプログラムに参加するという好循環ができあがった。

2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、実渡航を伴う派遣プログラムが中止されたため、その代替措置としてオンラインによる学生の派遣プログラムを実施した。渡航や移動時間にとらわれないオンラインの柔軟性をフルに活用し、同時期に複数の相手大学での講義の受講、各国の法律事務所や法律扶助機関でのインタビュー調査等を軸とするプログラムを提供した。このことは、メコン地域諸国の法制度や法の支配の現状について地域横断的に学び、各国法制度を相対化した上で、議論する機会となった。結果として実渡航型プログラムと遜色のないプログラムを実施することができた。加えて、開催都市が一都市一大学に限定されないオンラインプログラムに固有の優位性が明らかとなった。

2. シンポジウム、ワークショップ等の開催、その他

法学教育の方法に関する比較研究、共通課題（common topics）の設定等については、英語による成果物として取りまとめ、慶應義塾大学出版会より、PAGLEP Series I・II・III・IV・Vとして出版し、そのPDF版をホームページにおいて公開した。これらは、今後、法学教育教材としての活用が期待される。

